

平成 2 9 年三重県議会定例会

子どもの貧困対策調査特別委員会

委員長報告 (案)

平成 2 9 年 3 月

子どもの貧困対策調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【 I 委員会の設置】

(委員会の設置目的)

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%となり、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

本委員会は、こうした社会情勢のなかで策定された「三重県子どもの貧困対策計画」の進捗状況等も踏まえ、主に福祉、教育、雇用の分野における子どもの貧困対策について調査を行うため、昨年 5 月に設置されました。

(重点調査項目)

子どもの貧困問題の背景には、家庭の経済的な困窮だけで

なく、さまざまな問題が複雑に絡み合っていますが、本委員会では、「子どもの居場所づくりと学習支援」「包括的支援の在り方」「就労支援」の3つを重点調査項目として調査していくこととしました。

（調査経過、概要）

これまで、15回にわたる委員会を開催し、県当局から県内の現状や事業の取組状況などについての聴取や参考人招致により専門家の意見聴取を行うとともに、子どもの貧困問題が抱える課題について、委員間討議を重ねてきました。

また、先進的な自治体の取組やNPO等の支援状況について県内外調査を実施し、関係者の方々と意見交換を行うなど、子どもの貧困対策にかかる知見を深めてきたところです。

【Ⅱ 委員会の意見】

これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策について、県当局に対し、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げます。

1 子どもの居場所づくりと学習支援

1点目は、子どもの居場所づくりと学習支援についてであります。

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することなく、安心して過ごせる「居場所」が地域社会に求められています。

また、学習支援事業は、子どもが学習習慣を身につけることをきっかけに、学習意欲や自己肯定感の向上にもつながる重要な取組であり、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待されます。

そのうえで、子どもの居場所づくりと学習支援について2点申し上げます。

(1) 居場所モデル

まず、居場所モデルの構築についてであります。

地域で持続可能な居場所を提供していくためには、子どもやその家庭の身近に存在し、時には困りごとの相談ができる関係が築かれていることが重要となります。

そこで、集会所や隣保館、市民センターなど、地域にある公共施設等を居場所として提供していくとともに、これらの施設を拠点とした活動が活発に展開されるためのモデル事業構築を要望します。

これらの取組や事業の運営にあたっては、高齢者や若者、学校・福祉の関係者など、地域のさまざまな人材が関わることで、子どもを地域で育てる意識の醸成を図っていくことも必要です。

また、拠点となる居場所を活用し、学習支援事業への参加に躊躇~~ちゆうちま~~する子どもや家庭との信頼関係を築いていくための場や、食事の提供につなげるための場としていくような取組も有効であると考えます。

なお、既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブなども、地域の中では安心して過ごせる居場所となっていることから、各地域の特性などを考慮したうえで、これらとの連携も視野に入れて検討されるよう要望します。

(2) 学習支援事業

次に、学習支援事業についてであります。

現在、県内では、県福祉事務所の所管地域と一部の市町でひとり親家庭や生活困窮家庭を対象とした学習支援事業が実施されています。これらの取組が県内全域に広がるよう、既に実施している市町のノウハウを活かしつつ、未実施の市町への水平展開について支援を行うとともに、既に実施している市町においても、より利用しやすい事業となるよう更なる検証を行っていく必要があります。

県当局におかれては、子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係団体と連携し、優良事例の情報共有や既存事業の検証と見直しを進めるよう、要望します。

2 包括的な支援の在り方

2点目は、包括的な支援の在り方についてであります。

支援を必要としている子どもやその家庭に、個別に支援を

届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければなりません。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援は早急に充実させる必要があります。

そのうえで、包括的な支援の在り方について4点申し上げます。

(1) ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

まず、ワンストップの支援機関の設置、支援情報の提供等についてであります。

生活困窮者自立支援法により、支援窓口の設置が進められていますが、窓口を必要とする方の多くは、経済的な困窮に限らず社会からの孤立など、さまざまな問題を抱えています。このため、子どもの貧困対策も含めたさまざまな支援を一カ所で受けることができるワンストップ支援窓口として適切にうまく機能するよう、市町や学校、関係機関等との連携・協力を進めていく必要があります。

また、複雑化・困難化する問題の解決に向けて、支援に携わる職員のスキルアップ研修の実施など、専門性向上のための取組も必要です。

このほか、NPOや企業等とも連携し、県内の支援情報の提供を行うなど、支援を必要とする人が自らアクセスすることのできる環境の構築を進めるよう要望します。

(2) 児童養護施設等の子どもたちの自立支援

次に、児童養護施設等の子どもたちの自立支援についてであります。

児童養護施設に入所している子どもたちは、18歳で退所する際、進学・就職どちらの場合も、本来得られるはずの親の支援もないままに自立を迫られている現状があります。

また、進学した場合の退学率や就職した場合の離職率も他に比べて高くなっています。

そこで、施設入所中の子どもたちに対して、職業体験など自分の将来のモデルとなる人との出会いにつながる機会や、地域との交流を通じた社会とのつながりを感じる機会を得

るための事業の実施について要望します。

さらに、現在は施設の職員がボランティアで行っている施設退所後の支援についても、新たに「支援員」を配置するなど、施設入所中から信頼関係を築き、施設退所後も社会でしっかりと自立するまで継続して支援を行い、子どもたちの拠り所となるような支援策を早急に充実させるよう要望します。

また、児童養護施設の子どもたち同様、里親のもとから自立する子どもたちなど、社会的養護を必要とする子どもたちについても、自立に向けた支援策を検討するよう要望します。

(3) 県民向け啓発

次に、県民向け啓発についてであります。

子どもの貧困は、子どもやその家庭の見た目だけでは判断できないことから、「見えにくい貧困」と呼ばれています。地域のつながりが薄れるなか、私たちの目に見えにくくなっているだけで、県内においても、実際に困っている家庭が多く存在しています。

厳しい状況におかれている子どもがいるという現実について、シンポジウム等、関係者の生の声や貧困の実態を知る機会を充実させ、県民の皆さんはもとより、企業、団体等にも周知・啓発を行っていくよう要望します。

また、地域で支援を行う人材の確保につながる啓発も併せて実施するなど、支援の輪が広がる取組としていくよう要望します。

(4) 各種手当の支給方法等

次に、各種手当の支給方法等についてであります。

ひとり親家庭の生活の安定のために支給されている児童扶養手当については、現在、支給される額が十分とは言えず、支給の方法についても、法律で年3回のまとめ支給と定められていることから、家計のやりくりを難しくしています。

また、市町が経済的な理由で就学困難な家庭に支給する就学援助費のうち入学時に必要な費用などについては、多くの場合、入学後に支給されており、制服や学用品の購入に困る家庭もあります。

これらの手当については、支給方法や支給額について改善を図り、本当に求められる時期に支給されるよう、国や市町へ一層の働きかけを行っていく必要があります。

また、家庭の経済状況により医療を受けられない子どもをひとりでも減らすために、**県を含め多くの地方公共団体で実施されている子ども医療費助成事業については、社会保障政策の一環として国に制度創設を要望するとともに、県においても、ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化などについて、市町と十分協議・調整のうえ、早期導入の検討を行うよう要望します。**

3 就労支援

3点目は、就労支援についてであります。

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点からも重要であり、親の生活の安定につながる就労支援を続けていく必要があります。

家庭生活を安定させるためには、親等がパートやアルバイトなどの非正規ではなく、正規の職員・従業員として一定水

準の収入を得られるようにしていくための支援が求められています。その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できます。

県当局におかれては、市町やハローワーク等とも連携し、就労支援と合わせて、職業資格の取得を支援する制度の充実や周知を十分に図られるよう要望します。

【Ⅲ 結語】

以上、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げましたが、子どもの貧困問題は、一朝一夕に解消できる問題ではありません。子どもや家庭の生活実態をしっかりと把握し、それぞれの家庭が求める支援を積み上げていくことが重要であり、それを見守る地域社会の構築も必要となります。

県当局におかれては、本当に支援を必要としているにもかかわらず、SOSを発せずにいる子どもや家庭を見つけ出し、支援につなぐことができるよう、日頃から市町、学校をはじめ企業やNPO、地域の支援者等と連携を密にし、子どもに直接届ける視点を持って取組を進められるよう要望します。

また、これら子どもの貧困対策を着実に進めていくために必要となる財源の確保についても、未来ある子どもたちに対しての行政の責任として、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

最後に、本県の取組が、貧困の連鎖を断ち切る~~ひとつの~~きっかけとなり、子どもたちがどのような環境に生まれ育っても夢と希望をもって成長していくことができる、明るい未来への一助となることを願いまして、本委員会の報告といたします。